

筑慈苑施設組合議会議員の選挙について

筑慈苑施設組合規約 5 条第 1 項及び第 2 項の規定により、筑慈苑施設組合議会の議員を選挙する。

令和 3 年 1 月 21 日

太宰府市議会議長

選挙する議員の数 2 人

(選挙の結果)

議 員

議 員

(参考)

◎筑慈苑施設組合規約

第 5 条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、11 人とする。

2 組合議員は、関係市町の議会において、当該関係市町の議会の議員の中から筑紫野市にあっては 3 人、春日市にあっては 2 人、大野城市にあっては 2 人、太宰府市にあっては 2 人、朝倉郡筑前町にあっては 2 人をそれぞれ選挙する。

3 組合議員に欠員を生じたときは、当該組合議員の属していた関係市町の議会において、速やかに選挙によりこれを補充しなければならない。

第 6 条 組合議員の任期は、当該関係市町の議会の議員の任期による。

2 前条第 3 項の規定により選挙された議員の任期は、前任者の残任期間とする。